

## シェアサイクルの在り方検討委員会 設立趣意書

平成31年3月時点で、シェアサイクルの導入都市は225都市と普及が進んでいる。

しかしながら、事業規模やポート密度など事業効率面での課題や、事業者ごとに利用登録が必要であることなど利便性の面での課題など、更なる普及促進を図る上で解決すべき課題も存在する。

また、シェアサイクルの無秩序な駐輪が社会問題化したことによる海外での規制強化の動きや、複数の交通サービスを組み合わせ、ドア・トゥ・ドアでシームレスなモビリティサービスを提供するMaaSの取組など、シェアサイクルを巡る動きも活発化している。

このような中、自転車活用推進法に基づき、平成30年6月8日に閣議決定された自転車活用推進計画において、目標の一つである「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」のために、シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を図ることとしている。

これを踏まえ、シェアサイクルの在り方や、普及促進に向けた課題解決等について、専門的な見地から検討する「シェアサイクルの在り方検討委員会」を設置することとする。

なお、委員会の事務局は、自転車活用推進本部事務局に置くものとする。